

災害時等における応急対策の協力に関する協定

枚方寝屋川消防組合（以下「甲」という。）と株式会社前田組（以下「乙」という。）とは、災害時等における被災者の救助、障害物の除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、枚方市内及び寝屋川市内（自動車専用道路、高速道路上等において枚方寝屋川消防組合が第一出動担当となっている区域を含む。）において、地震、風水害、大火災等の災害及びその他の災害事故並びに交通事故等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合で重機等による活動（以下「支援活動」という。）が必要であると甲が認めたときは、乙が準備する重機等を使用し、被災者の救助や消防活動上必要な障害物の除去等の応急対策業務の協力（以下「協力」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対して協力要請を行うときは、次に掲げる事項を明示して口頭又は書面等により要請するものとする。

- （1）災害等種別、発生場所及びその概要
- （2）必要とする車両種別及び車両数
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、速やかに乙が重機等を所有する協力事業者等を出動させ、オペレーターとともに必要な重機を搬送するものとする。また、協力は原則、365日24時間対応とする。ただし、甲による協力の要請は、乙に協力その他の義務を発生させるものではない。

（現場指揮）

第3条 甲は、要請する支援活動の内容を説明の上、乙に対する安全管理に配慮

し、活動可能な範囲で指揮を行うものとする。

(業務の終了)

第4条 この協定による協力の終了は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が、要請した支援活動の終了を告げたとき
- (2) 乙から申し入れがあったとき

(活動状況の連絡)

第5条 乙は、出動車両が乙の事業所に帰還した後、速やかに次の事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動車両数等（人員・車両種別及び車両数）
- (2) 活動時間及び往復経路
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(訓練)

第6条 甲が定期または随時に実施する訓練に、乙及び第2条第2項に規定する協力事業者等も参加するものとする。

(費用負担)

第7条 乙による支援活動（訓練等含む。）にかかる乙が調整し出動させた重機等を含む全ての経費は、乙が負担するものとする。

(第三者への損害)

第8条 支援活動中に甲の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、甲がその損害を賠償し、その他の場合にあつては、乙がその損害を賠償する。

(災害補償等)

第9条 第2条の規定に基づき支援活動に従事した者が、その支援活動のために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、甲が地方公務員災害補償法又は消防団員等公務災害補償制度の定めるところに準じて、その損害を補償するものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第10条 乙は、第9条の規定に基づき甲が損害補償を負担することとなる事案が発生したときは速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は協力において知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、個人情報保護法及び枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱う際は、適切に管理しなければならない。

(疑義の措置)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1か月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。
本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それ

ぞれ各1通保有するものとする。

令和3年10月29日

甲 枚方寝屋川消防組合
消防長 小野 多弘

乙 株式会社前田組
代表取締役 前田 浩輝